

八戸市環境教育等に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づく環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 体験の機会の場の認定の申請を行うことができる者は、土地又は建物（当該土地又は建物の全てが八戸市内に所在している場合に限る。）の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

(1) 法第20条第4項に規定する者

(2) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号又は第2号に該当する者

(現地調査)

第3条 市長は、法第20条第3項の認定に係る申請書の提出を受けたときは、同条第1項各号に掲げる要件への適合性の審査に当たり必要な現地調査を、その職員にさせることができる。

(認定等の通知)

第4条 法第20条第6項の通知は、体験の機会の場認定通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第20条第7項の通知は、体験の機会の場不認定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(変更等の届出)

第5条 法第20条第8項の規定による変更の届出に当たり、省令第9条第2項各号に掲げる書類のうち当該届出に伴い修正又は差替えが必要となる書類がある場合は、当該書類を添付するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 法第20条の2第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とする。ただし、体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間が5年に満たない場合は、その期間とする。

(認定の更新)

第7条 法第20条の2第2項の有効期間の更新は、原則として有効期間の満了日の30日前までに申請しなければならない。

2 市長は、法第20条の2第2項の規定による有効期間の更新の申請を受けたときは、認定の申請を受けたときの審査に準じて審査を行い、有効期間の更新が適当と認めるときは体験の機会の場認定更新決定通知書（別記第3号様式）により、有効期間の更新が不適当と認めるときは体験の機会の場認定不更新決定通知書（別記第4号様式）により、それぞれ通知するものとする。

3 有効期間の更新には、第3条、第4条及び前条の規定を準用する。

(運営状況の報告)

第8条 法第20条の4第1項の規定による報告は、毎年、体験の機会の場の認定を受けた民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）の事業年度ごとに認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施状況について、原則として年度終了の日（法第20条第8項の規定により体験の機会の場の提供を行わなくなったとき、又は法第20条の6の規定により認定を取り消されたときは、当該日）から起算して3ヶ月以内に市長に報告するものとする。

2 省令第12条第2項の規定に基づき市長が定める期間は、事業の態様その他の事情を勘案して、別に定める。

(事故等の報告)

第9条 認定民間団体等は、提供する体験の機会の場において事業の参加者及び実施者に事故等が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 法第20条の6第2項の規定による通知は、体験の機会の場認定取消通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、体験の機会の場の認定について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

別記

第1号様式（第4条関係）

八環政第 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会の場認定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第6項の規定に基づき次のとおり認定します。

1 体験の機会の場の名称及び所在地	
2 体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
3 有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

<留意事項>

- 1 認定に係る体験の機会の場で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を行うこと。（団体等の事業年度終了後3ヶ月以内。）
- 2 上記認定内容を変更したとき、又は体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して30日以内に八戸市長あてにその旨を届け出ること。

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会の場合不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会の場合について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第7項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

記

1 体験の機会の場合の名称及び所在地	
2 理由	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、八戸市を被告として（八戸市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

八環政第 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会場の認定更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会場の認定の更新について、八戸市環境教育等に係る体験の機会場の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり認定します。

1 申請者氏名又は名称及び住所（法人その他の団体の場合は代表者氏名）	
2 体験の機会場の名称及び所在地	
3 体験の機会場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
4 有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで

<留意事項>

- 1 認定に係る体験の機会場で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を行うこと。（団体等の事業年度終了後3ヶ月以内。）
- 2 上記認定内容を変更したとき、又は体験の機会場の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して30日以内に八戸市長あてにその旨を申し出ること。

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会場の認定不更新通知書

年 月 日付けで申請のあった体験の機会場の認定の更新について、八戸市環境教育等に係る体験の機会場の認定に関する事務処理要綱第7条第2項の規定に基づき、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

記

1 体験の機会場の名称及び所在地	
2 理由	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、八戸市を被告として（八戸市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

（申請者氏名） 様

八戸市長 印

体験の機会の場の認定取消通知書

年 月 日付けで認定した体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 体験の機会の場の名称及び所在地	
2 取消日	年 月 日
3 取消しの理由	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八戸市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、八戸市を被告として（八戸市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求又は処分取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。